

# 工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度並びに失格判断基準の概要について

道においては、原則として、競争入札を行う場合には、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれかを適用しております。

当該制度の概要を掲載いたしますので参考にしてください。

## ○低入札価格調査制度

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者の価格が、調査基準価格に満たない場合は、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査を行い、履行されないおそれがないと認められた者を落札者とします。

なお、道では、「失格基準価格」を設定し、別に示す各費用の額の合計額が当該基準価格を満たさない場合には「失格」、満たしている場合には「細区分調査」へ移行することとしています。

## ○最低制限価格制度

最低価格の入札者の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## 1 適用工事等

### (1) 低入札価格調査制度適用工事

- 条件付一般競争入札（WTO 対象工事）
- 総合評価方式による競争入札

### (2) 最低制限価格制度適用工事等

- 工事  
原則として予定価格が 250 万円を超える競争入札  
（制限付一般競争入札・指名競争入札）
- 工事に係る委託業務  
原則として予定価格が 100 万円を超える競争入札  
（地域限定型一般競争入札・公募型競争入札・指名競争入札）

## 2 工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準

予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に 10 分の **6.8** を乗じて得た額

### 3 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定基準

#### 【測量、地質調査及び道路清掃以外の業務】

予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

《設計（土木）》…用地調査等を含む

- ①直接原価の額
- ②その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ③一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

《設計（建築）》

- ①直接人件費の額
- ②特別経費の額
- ③技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

#### 【測量】

予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

《測量》

- ①直接測量費の額
- ②測量調査費の額
- ③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

#### 【地質調査】

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

《地質調査》

- ①直接調査費の額
- ②間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

#### 【道路清掃】

予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

《道路清掃》

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

### 4 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出における端数処理

《2の①～④》及び《3の委託の種類ごとの①～④または①～③》の合計額を1円未満切捨てし、100分の110を乗じて得た額を1円未満切捨てする。

※①、②、③、④それぞれの端数処理はしません。

## 5 低入札価格調査制度における失格基準価格の設定基準

予定価格の100分の87を超えず、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

## 6 低入札価格調査制度における失格基準価格算出における端数処理

5の合計額を1円未満切捨てし、100分の110を乗じて得た額を1円未満切捨てする。

※①、②、③、④それぞれの端数処理はしません。

# ○工事等に係る低入札価格調査基準価格 及び最低制限価格等の設定について

令和4年3月23日 水林総第2625号

各(総合)振興局産業振興部水産課長、産業振興部林務課長、  
森林室森林整備課長、石狩振興局森林室道民の森課長、  
漁業研修所総務研修課長、北の森づくり専門学院教務課長  
部内各課長あて 水産林務部総務課長

このことについて、水産林務部所管の工事及び工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格、最低制限価格及び失格基準価格について、次のとおり取扱いを定め、令和4年5月1日以後に入札（電子入札の場合は開札）を行う工事及び工事に係る委託業務について適用することとしたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定について」（平成14年10月29日付け水林総第2118号水産林務部総務課長通達）は、適用日をもって廃止します。

## 記

### 1 工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長及び建設部長通達）（以下「基準設定通達」という。）の2の(1)又は3の(1)から得た合計額（1円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

### 2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額（1円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに1円未満を切り捨てた額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

ただし、委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額が、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」(平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長及び出納局長通達)第3の1の(1)のイからオ又は第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあっては、次のとおりとする。

- (1) 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。
- (2) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。
- (3) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切上げ)とする。

### 3 失格基準価格の設定

失格基準価格は、「低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて」(平成12年8月21日付け建情第865号農政部長、水産林務部長及び建設部長通達)の2から得た合計額(1円未満切捨て)に、100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

(管理係)

# ○工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限 価格制度の基準の設定等について

平成14年10月29日 建情第493号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、  
各部局長、各地方部局長あて農政部長、水産林  
務部長、建設部長

〔沿革〕 平成20年4月22日建情第129号、21年4月15日第83号、21年7月3日第371号、22年3月26日第1120号、24年9月14日第673号、26年1月24日建管第1766号、28年2月25日第2563号、28年3月30日第2939号、29年3月30日第2298号、30年3月28日第1932号、31年4月4日第55号、令和元年9月9日第919号、令和4年3月23日第2985号改正

このことについて、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達。以下「事務手続通達」という。）第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いについて」（平成6年3月2日付け管理第1890号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長通達）は廃止します。

## 記

### 1 対象工事等

#### (1) 工事の請負の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が250万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

#### (2) 工事に係る委託業務の契約

支出負担行為担当者は、原則として予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。

### 2 低入札価格調査制度

#### (1) 工事の低入札価格調査の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第3の1の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### (2) 工事に係る委託業務の低入札価格調査の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第3の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の（ア）から（オ）までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする（一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする）。

- (7) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
  - (イ) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
  - (ウ) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額
  - (エ) 設計（建築）にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
  - (オ) 道路清掃にあつては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額
- イ アにより算出した額が、事務手続通達第3の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の（ア）から（エ）までに定める額とする。
- (7) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
  - (ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。
  - (エ) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (3) 調査基準価格の設定
- 支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により算出した低入札価格調査の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。
- (4) 予定価格調書の作成
- 支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、別記第1号様式による当該調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。
- (5) 入札の執行
- 入札の執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。
- (6) 調査の実施
- ア 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。
- (7) 当該工事又は委託業務を行うに当たって当該入札者が予定している労務者又は技術者、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
  - (イ) (7)の適否
  - (ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務者又は技術者、資材等の調達がで

きるとの主張がある場合におけるその適否

- (イ) 当該入札者の経営状態
- (オ) その他必要な事項

イ 支出負担行為担当者は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。

(7) 調査後の措置

ア 支出負担行為担当者は、調査の結果、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「最低価格の入札者」という。)の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最低価格の入札者を落札者として決定するものとする。

イ 部局長(教育長及び警察本部長を除く。以下同じ。)である支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者(調査基準価格に満たない価格で入札を行った他の者を含む。以下同じ。)の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、別記第3号様式による申請書を主管部長(教育委員会及び公安委員会の管理に属する機関の長である部局長にあっては、教育長又は警察本部長。以下同じ。)に提出するものとする。

ウ 主管部長は、承認又は不承認の決定をしたときは、別記第4号様式により部局長である支出負担行為担当者に通知するものとする。

エ 支出負担行為担当者は、調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき(部局長である支出負担行為担当者にあっては、ウの承認の通知があったとき)は、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。

オ 支出負担行為担当者は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第2号様式により落札結果を通知するものとする。

### 3 最低制限価格制度

(1) 工事の最低制限価格の設定の基準

工事の請負の契約に係る事務手続通達第4の1の(1)に定める基準は、次のアからエまでに定める額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

ア 工事に係る委託業務の契約に係る事務手続通達第4の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次の(ア)から(オ)までに定める額に100分の110を乗じて得た額とする(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする)。

(ア) 設計(土木)にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(イ) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(ウ) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た



額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(イ) 設計（建築）にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(オ) 道路清掃にあつては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

イ アにより算出した額が、事務手続通達第4の1の(1)のイからオまでに定める範囲外となる場合にあつては、アにかかわらず、次の(ア)から(エ)までに定める額とする。

(7) 測量、地質調査及び道路清掃以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(イ) 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

(ウ) 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(エ) 道路清掃については、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

### (3) 最低制限価格の設定

ア 支出負担行為担当者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに(1)又は(2)の基準により最低制限価格を設定するものとする。

イ 支出負担行為担当者は、特に(1)又は(2)の基準によりがたいと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に別記第5号様式による最低制限価格設定承認申請書を審査担当部長（主管部長経由）に提出し、承認を求めるものとする。

ウ 審査担当部長は、イの最低制限価格の設定について承認又は不承認の決定をしたときは、別記第6号様式により支出負担行為担当者に通知するものとする。

### (4) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

### (5) 落札者の決定

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 4 その他

支出負担行為担当者は、調査基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

（農政部事業調整課契約指導係  
水産林務部総務課工事管理係  
建設部建設管理室建設情報課工事管理係）